別表第一の二の㈠の表合計の項を次のように改める。

合計	二四二	五二三	二九八

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二七五	三九〇	三〇九

別表第一の二の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	二九六	八一〇	三九一

別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四七八	六二二

別表第一の三の表合計の項を次のように改める。

合計	七三八	一、一四〇	

附　則

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

○文部科学省告示第十九号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十六日　文部科学大臣　下村　博文

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一の一の㈠のウの㋐中「寄附者が」を削る。

第二の三の㈤中「学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる」を「学校等の管理運営において、適正を欠く」に改める。

別表第一の一の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四七八	九七六	六四七	一一、九五二（九、五四二）	三、三九九（一、七八一）
合計	五一三	一、六七六	七八四	一八、六二四（一四、五二一）	五、一六一（二、四二五）

別表第一の一の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	七一七	一、三〇九	九四五	一三、八四六（一〇、七七〇）	三、七二九（一、八四二）

別表第一の一の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	七八五	二、七〇八	一、二一八	二二、七八五（一七、一五九）	六、一二二（二、四八六）

別表第一の二の㈠の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二三二	三一三	二五六	

別表第一の二の㈠の表合計の項を次のように改める。

合計	二四二	五二三	二九八	

別表第一の二の㈡の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	二七五	三九〇	三〇九	

別表第一の二の㈡の表合計の項を次のように改める。

合計	二九六	八一〇	三九一	

別表第一の三の表施設の整備に要する経費の項を次のように改める。

施設の整備に要する経費	四七八	六二二

別表第一の三の表合計の項を次のように改める。

合計	七三八	一、一四〇	

附　則

この告示は、平成二十六年三月一日から施行する。

○厚生労働省告示第四十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成十六年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月二十六日　厚生労働大臣　田村　憲久

表の上欄中「（目）　地域自主戦略交付金（水道施設整備及び医療提供体制施設整備に関する事業に限る。）」を

「（目）　地域自主戦略交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業に限る。）
（項）　沖縄振興交付金事業推進費
（目）　沖縄振興公共投資交付金（社会福祉施設等施設整備に関する事業に限る。）
（項）　社会保障等復興事業費
（目）　社会福祉施設等災害復旧費補助金」

に改める。